

JIS

船用機器の英字略語

JIS F 0061-1984

(2006 確認)

昭和 59 年 4 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

船舶部会 造船用語電気関係専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	徳永 勇	有限会社三立工業所
	鈴木 裕	東京水産大学
	森田 豊	東京商船大学
	片岡 栄夫	運輸省船舶局
	大久保 和夫	工業技術院標準部
	大橋 優	財団法人日本海事協会
	斎藤 宗三郎	財団法人日本船舶標準協会
	五十嵐 昭一	住友重機械工業株式会社船舶海洋本部
	神浦 恒男	日本鋼管株式会社重工事業部
	門田 諫	石川島播磨重工業株式会社船舶海洋事業本部
	大須賀 実	川崎重工業株式会社神戸造船事業部
	野々瀬 茂	三井造船株式会社船舶海洋プロジェクト事業部
	原 昌三	三菱重工業株式会社船舶事業本部
	橋口 真治	日立造船株式会社造機基本設計部
	井東 洋一	日本郵船株式会社
	山中 寛治	昭和海運株式会社
	遠藤 重治	社団法人日本電線工業会
	宮内 正夫	社団法人日本電機工業会
(事務局)	黒河 亀千代	工業技術院標準部機械規格課
	武藤 晃雄	工業技術院標準部機械規格課

主務大臣：運輸大臣 制定：昭和 59.4.1 確認：平成 元.2.10

官報公示：平成 元.2.15

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審議部会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 眞田 茂）

審議専門委員会：造船用語電気関係専門委員会（委員長 徳永 勇）

この規格についての意見又は質問は、運輸省船舶局技術課（☎ 100 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3）又は工業技術院標準部機械規格課（☎ 100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

船用機器の英字略語

F 0061-1984

Abbreviations in English for Marine Equipment

(1989 確認)

1. 適用範囲 この規格は、船用機器の設計、製作において用いる主として銘板、図面、用途銘板などの英文名称に対する略語について規定する。

備考 ここでいう船用機器は、電気部門において取り扱う機器をいう。

2. 分類 船用機器の分類は、次のとおりとする。

- (1) 主機及び発電機関
 - (a) 主機関係
 - (b) 軸系及びプロペラ関係
 - (c) ボイラ関係
 - (d) 発電装置
- (2) 圧縮機及び空気だめ
- (3) ポンプ(油関係)
 - (a) 燃料関係
 - (b) 潤滑油関係
- (4) ポンプ(水関係)
 - (a) 冷却水関係
 - (b) 給水、復水及び循環関係
 - (c) 清水及び海水ポンプ
- (5) ポンプ(ビルジ関係・バラスト関係・その他)
 - (a) ビルジ及びバラストポンプ関係
 - (b) その他のポンプ
- (6) 清浄機
- (7) 熱交換器
- (8) ファン
- (9) 工作機械
- (10) タンク(燃料油関係・潤滑油関係)
 - (a) 燃料油関係
 - (b) 潤滑油関係
- (11) タンク(水関係・その他)
 - (a) 水関係
 - (b) その他のタンク
- (12) 甲板補機
 - (a) 操船関係
 - (b) 係船関係
 - (c) 荷役関係